

札幌市 犯罪被害者等支援条例 の制定に向けて

弁護士 山田 廣

犯罪被害者等支援条例とは

犯罪被害者やその家族、遺族の支援に関する地方公共団体の基本的な理念、責務、施策などを定めた条例

「安全安心まちづくり条例」などの一部に定めるのではなく、犯罪被害者等の支援に特化した条例

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成21年）

第12条（犯罪被害者等への支援）

市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

目的

女性や子ども、高齢者など犯罪弱者に対する犯罪の予防が主なもの。直接に犯罪被害者等を支援する施策は定めていない。

2020年7月30日

札幌市「犯罪被害者等支援制度」

遺族支援金の支給

家事・介護費用の助成

転居費用の助成

カウンセリング費用の助成 など

しかし、被害者の支援のニーズは多様であり、
経済的な支援に限られるわけではない。

安全の確保、訴訟手続き支援、立替金、市民・
事業者の理解、情報の収集・管理など

どうして被害者等の支援に特化した条例が必要なのか・・・条例の必要性和意義

- 1 犯罪の被害に遭うということは
- 2 支援策は、いったい誰のためにあるのか
- 3 支援策は、誰が責任をもって行うか
- 4 支援策は、何を根拠に保障すべきか

1 被害に遭うということ

マスコミに追われる
周りは興味本位、あらぬ噂で傷つく
ショックで育児、家事、介護が手につかない
外出ができなくなり、食事もとれない
仕事に行くことができない
警察・検察に呼ばれたら行くしかない
それまでの生活は一変する

私たちは、被害者の実情がわからない。わからないから共感できない。被害者は社会から疎外されていく。
被害者が被害に遭う前の平穏な生活に戻ると言うこともない。困り果てる被害者。

2 支援策は、誰のためにあるのか

被害者を支援するためだけにあるのではない
この社会では、誰でも、ある日突然、被害に遭う可能性
がある。

誰もが被害に遭う可能性があるから、私たち市民は被害に
遭われた方に対しては、みな連帯して共助の精神で支えていく
必要がある。

支援策は、被害者に遭われた方だけでなく、市民みんなの
安全で安心な生活のためにある。

社会のセーフティネットとして必要。

3 支援策は、誰が責任をもって行うか

国の法律で決められている。

2004年 犯罪被害者等基本法

第3条 基本理念の明記（権利宣言）

第4条～第6条 支援施策の責任者はだれか

国に一義的な責任がある。法に従い「基本計画」を策定し、これまで様々な支援制度が整備されてきた。

しかし、法は国だけに責任を負わせていない。都道府県、市町村は「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた支援策を策定しなければならない」

この中でも、福祉や保健、医療など、あらゆる面で日常的に市民生活の窓口となり、市民に身近な存在である市町村こそが支援の中心であるべき。市民にも配慮義務がある。

都道府県

北海道、秋田県、東京都、大阪府、など 21

政令指定都市

横浜、名古屋、京都、堺、神戸、岡山 6

市町村

1741のうち、272 (15%)

神奈川県条例

京都市条例

明石市条例

4 支援策は、条例でなければならいいのか

支援策は、被害者の「被害から回復する権利」を保障するもの。権利の回復は、法的な根拠に基づくものでなければならない。条例で支援の基本理念を明記し、支援に必要な項目をきちんと定めておく必要がある。

単なる行政施策では、首長や担当職員の変更や、財政部署の対応が変われば、施策が後退したり、予算が削減されることもある。支援策の持続性を担保するには「条例」という法形式が必要。